

法令及び定款に基づく 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第91期（2024年4月1日～2025年3月31日）

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、個別注記表
- ④ 監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」、「計算書類に係る会計監査人の監査報告」、「監査等委員会の監査報告」

シナネンホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は会社法の定めに従い、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
- ② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
- ③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関する情報の確保に努める。
- ⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
- ② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。
- ③ 内部監査規程により、監査部の内部監査は、取締役会で承認されたリスクベースの監査計画に基づいて行われ、監査結果は、取締役会に直接報告される。
- ④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスクマネジメントの実施状況を把握するとともに、必要な措置について審議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画、毎事業年度の重点経営目標及び予算等を決定するとともに、業績をレビューし、取締役に対する実効性の高い監督を行う。
- ② 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
- ③ 当社は経営会議を設置して、社長を補佐する機関として、全般的経営方針及び経営に関する重要事項を協議する。また、グループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。
- ④ 当社は、任意の指名・報酬委員会を設置して、取締役（グループ企業の役員を含む）の指名及び報酬の決定に関する手続きの客觀性・透明性を高める。

(5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
- ② 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
- ③ 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ④ 前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 内部監査規程を制定し、監査部は当社及びグループ企業の内部監査を行う。
- ⑥ グループ企業の監査役は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。
- ⑦ 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。

(7) 前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会との協議により監査部が行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。
- ② 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならぬ。

(8) 監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - 1) 経営状況に関する重要な事項
 - 2) リスク管理に関する重要な事項
 - 3) 内部監査の状況
 - 4) 内部通報制度の通報状況及び内容
 - 5) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 6) 重大な法令・定款違反
 - 7) その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社グループ企業の全役員・社員は前号4)から6)に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
- ③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は社長、チーフ・コンプライアンス・オフィサー並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- ② 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ② グループ企業の内部統制部門は財務報告に係る内部統制の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を代表取締役社長、財務担当役員及び監査等委員会に報告する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ② リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を策定、実行しております。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口／ハラスマント相談窓口を設置して、不正行為の未然防止と早期解決に努めております。

(2) リスク管理体制

- ① リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。
- ② 重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行ったうえで、取締役会で決議しております。

(3) グループ会社の経営管理

- ① 事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めています。
- ② グループ会社の経営者会議を定期的に開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。
- ③ 当社取締役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

(4) 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役に、補助人3名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査等委員である取締役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。
- ② コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査等委員である取締役に直接通報できるものと定めています。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社名

・連結子会社の数	32社
・主要な連結子会社の名称	ミライフ西日本株式会社 ミライフ株式会社 ミライフ東日本株式会社 シナネン株式会社 シナネンサイクル株式会社 シナネンモビリティPLUS株式会社 シナネンエコワーク株式会社 株式会社シナネンゼオミック 株式会社ミノス シナネンアクシア株式会社

② 非連結子会社の名称等

・非連結子会社の名称

有限会社横澤儀商店

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の会社数

2社

・会社等の名称

有限会社横澤儀商店

Goheung Wind Power Co., Ltd.

② 持分法を適用しない関連会社の状況

・主要な会社等の名称

株式会社庄内品川

ジャパンエナジック株式会社

・持分法非適用会社について持分法を適用しない理由

持分法非適用関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

Solar Power Network・国際ランド&ディベロップメント共同企業合同会社	12月31日	※ 1
三共ネクスト株式会社	6月30日	※ 1
BELLSION POWER CO.,LTD.	12月31日	※ 2
DONG BOK ENERGY CO.,LTD.	12月31日	※ 2
SINANEN KOREA CO.,LTD.	12月31日	※ 2

※ 1：連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

※ 2：同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
ロ. その他有価証券	
・市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
ハ. 運用目的の金銭の信託	時価法
ニ. デリバティブ	時価法
ホ. 棚卸資産	主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出しています。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっています。

ハ. 長期前払費用

定額法によっています。

ニ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しています。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、事業会社を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）」、「エネルギーソリューション事業（B to B事業）」及び「非エネルギー事業」を報告セグメントとしています。

「エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）」は、家庭向け及び小売事業者向けLPGガス等各種燃料販売事業、リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業、都市ガスの供給事業、LPGガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業を行っています。

「エネルギーソリューション事業（B to B事業）」は、大口需要家向け石油製品等各種燃料販売事業、ガソリンスタンドの運営事業、電源開発及び法人向け電力販売事業、太陽光発電システムの販売及び周辺サービス事業、省エネソリューション事業、住宅設備関連事業並びに国内外の再生可能エネルギー事業を行っています。

「非エネルギー事業」は、自転車等の輸入・卸・小売事業、シェアサイクル事業、環境・リサイクル事業、抗菌事業、コンピュータシステムのサービス事業、建物維持管理事業などを行っています。

また、商品別としましては、石油部門、ガス部門、生活関連部門、電力部門に分けて商品・サービスの販売を行っています。

石油部門では、主に石油製品（ガソリン・灯油・軽油等）を取り扱っています。

これらの販売は、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しますが、国内に関しては出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しています。軽油引取税のように、販売時点において課税され、代理人として回収していると考えられる税額は、売上高に含めず純額で表示します。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、返品、リペート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

ガス部門では、主にガス（LPGガス・プロパン等）を取り扱っています。

これらの販売は、検針により収益の計上処理を行っており、決算月に関しては、検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しています。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、返品、リペート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

電力部門では、主に電力卸売と電力小売を取り扱っています。

これらの取引は、契約条件に従って一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり電力の供給に応じて収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価で認識しています。再生可能エネルギー発電促進賦課金のように、販売時点において賦課され、代理人として回収していると考えられる金額は、売上高に含めず純額で表示します。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

なお電力小売は、検針により収益の計上処理を行っており、決算月に関しては、検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しています。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、リペート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。

生活関連部門では、主に物資（リフォーム・ガス器具等）を取り扱っています。

これらの販売は、主として製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識します。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、返品、リペート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

- ⑥ 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。
- ⑦ ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。
- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間
のれんについては、発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間（計上後20年以内）において定額法により償却しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「補助金収入」（前連結会計年度43百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	932百万円
繰延税金負債	1,837百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき判断しています。

課税所得の見積りは、中期経営計画のうち課税所得に算入することができる各社の経常利益の予算を基礎としています。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる主要な仮定は、事業計画の達成に重要な影響があると考えられる経常利益等の予測であります。具体的には、各関係会社の事業により異なりますが、石油及びガス事業においては販売数量及び差益、また、電力事業においては価格変動リスクを最小化した市場連動型プランへの移行を踏まえた販売電力量の予測等であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

石油及びガス事業においては販売数量及び差益、また、電力事業においては販売電力量の減少等により業績が大きく落ち込んだ場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	193百万円
構築物	0百万円
機械装置	2,283百万円
土地	165百万円
その他	1百万円
計	2,644百万円

担保に係る債務

買掛金	1,249百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,927百万円
計	3,176百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 27,035百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,946,591株

(注) 2025年1月31日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を決議し、2025年2月10日付で実施しました。これにより発行済株式総数は1,100,000株減少しております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会決議	普通株式	815百万円	75円	2024年3月31日	2024年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月14日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

- (ア)配当金の総額 979百万円
(イ)1株当たり配当額 90円
(ウ)基準日 2025年3月31日
(エ)効力発生日 2025年6月26日
(オ)配当原資 利益剰余金

(注) 配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除前の金額です。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入等による方法で調達していく方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては当社グループ各社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、大口の取引先に対しては定期的に信用状況を把握する体制としています。

金銭の信託は、市場価格の変動リスクに晒されていますので、定期的に時価を把握しています。

投資有価証券は、主に株式であり、株価の変動リスクに晒されていますので、定期的に時価や当該企業の財務状況を把握しています。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引については、為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、石油製品等の価格変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした石油製品等の先物取引・スワップ取引、金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引を行っています。

デリバティブ取引は、信用リスクを軽減するために、金融機関又は信用度の高い企業とのみ取引し、また取引権限及び取引限度額等を定めた運用ルールに従い、担当部署で実行し、当社財務IR部で検証を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託（※2）	1,204	1,204	—
投資有価証券（※3）			
その他有価証券	7,598	7,598	—
金利スワップ資産（※5）	22	22	—
資産計	8,824	8,824	—
短期借入金	2,377	2,383	5
長期借入金	1,665	1,655	△10
負債計	4,043	4,038	△5
デリバティブ取引（※6）	(15)	(15)	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(※ 2) 連結貸借対照表の流動資産の「その他」に含めています。

(※ 3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	67
関連会社株式等	400

(※ 4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象としていません。また、当連結会計年度末に係る当該金融資産の連結貸借対照表計上額は177百万円であります。

(※ 5) 連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含めています。

(※ 6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,204	—	1,204
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,610	—	—	6,610
債券（社債）	—	887	—	887
その他	—	100	—	100
金利スワップ資産	—	22	—	22
デリバティブ取引（※1）	—	(15)	—	(15)

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しています。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	2,383	—	2,383
長期借入金	—	1,655	—	1,655

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託、投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。また、金銭の信託、債券及び投資信託は取扱金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

金利スワップ資産

時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

短期借入金

時価については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっています。ただし、「短期借入金」へ振替えた1年以内に返済予定の長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しています。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しています。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) ¹	合計
	エネルギー 卸・小売周辺 事業 (B to C事 業)	エネルギーソ リューション 事業 (B to B事 業)	非エネルギー 事業	計		
売上高						
石油部門	23,488	160,366	—	183,855	—	183,855
ガス部門	37,878	30,735	2	68,616	—	68,616
生活関連部門	6,129	2,745	2,341	11,215	—	11,215
電力部門	5,706	25,264	—	30,971	—	30,971
その他	1,104	664	18,707	20,475	—	20,475
顧客との契約から 生じる収益	74,307	219,776	21,050	315,134	—	315,134
その他の収益 (注) ²	1,028	650	94	1,773	210	1,983
外部顧客への 売上高	75,335	220,427	21,145	316,908	210	317,118

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社が管理している不動産賃貸収入に係る売上であります。

2. 「その他の収益」は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、「酷暑乗り切り緊急支援」、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により受領する補助金及び「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく不動産賃貸収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

契約負債は主に、役務の提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債に独立掲記しています。

長期契約負債は主に、収益の認識までに一年以上となる役務の提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、固定負債のその他に含めています。

契約負債は以下のとおりであります。

契約負債	1,538百万円
------	----------

当連結会計年度に認識された収益のうち、契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,075円05銭
1株当たり当期純利益	289円93銭

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	14,709	流動負債	12,292
現金及び預金	7,747	短期借入金	2,000
前払費用	140	リース債務	3
関係会社短期貸付金	4,780	未 払 金	183
未 収 入 金	591	未 払 費 用	98
未 収 消 費 税	93	未 払 法 人 税 等	97
そ の 他	1,356	預 り 金	9,522
固定資産	24,772	賞 与 引 当 金	369
有形固定資産	4,672	そ の 他	17
建 物	2,608	固定負債	1,584
構 築 物	41	長期リース債務	13
機械及び装置	44	長期預り保証金	127
工具、器具及び備品	163	資産除去債務	6
土 地	1,800	繰延税金負債	1,437
リース資産	14	負債合計	13,876
無形固定資産	223	純資産の部	
借 地 権	4	株主資本	23,080
ソフトウェア	200	資 本 金	15,630
ソフトウェア仮勘定	17	利 益 剰 余 金	10,141
電 話 加 入 権	1	利 益 準 備 金	798
投資その他の資産	19,876	その他利益剰余金	9,342
投 資 有 価 証 券	7,732	買換資産圧縮積立金	1,146
関 係 会 社 株 式	9,953	別途積立金	7,724
関係会社長期貸付金	2,849	繰越利益剰余金	471
長 期 前 払 費 用	37	自 己 株 式	△2,690
敷 金	11	評価・換算差額等	2,524
そ の 他	51	その他有価証券評価差額金	2,524
貸 倒 引 当 金	△761	純資産合計	25,605
資 产 合 计	39,482	負債純資産合計	39,482

損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金額	
営 業 収 益		
グループ運営収入	3,016	
不動産賃貸収入	329	3,345
営 業 費 用		
不動産賃貸費用	216	
一 般 管 理 費	3,536	3,752
営 業 損 失 (△)		△407
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	324	
そ の 他	692	1,016
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64	
投資事業組合運用損	10	
貸倒引当金繰入額	612	
本社移転費用	72	
そ の 他	18	778
経 常 損 失 (△)		△169
特 別 損 失		
固定資産除却損	6	
関係会社株式評価損	729	
減 損 損 失	176	
そ の 他	10	923
税引前当期純損失(△)		△1,092
法人税、住民税及び事業税	169	
法 人 税 等 調 整 額	△63	106
当 期 純 損 失 (△)		△1,199

株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日) (単位：百万円)

資本金	株 主 資 本							
	資本剰余金		利 益 剰 余 金		資本剰余金			
	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 準 備 金	利 益	そ の 他 利 益	利 剰 余 金	利 剰 余 金	利 剰 余 金
2024年4月1日残高	15,630	44	44	717	1,181	7,724	5,252	14,875
剰余金の配当							△815	△815
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				81			△81	－
買換資産圧縮積立金の取崩					△35		35	－
当期純損失(△)							△1,199	△1,199
自己株式の取得								
自己株式の処分	8	8						－
自己株式の消却	△2,772	△2,772						－
利益剰余金から資本剰余金への振替	2,719	2,719					△2,719	△2,719
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	△44	△44	81	△35	－	△4,781	△4,734
2025年3月31日残高	15,630	－	－	798	1,146	7,724	471	10,141

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 値 証 券	評 価 差 額 金	
2024年4月1日残高	△5,468	25,082	3,036	3,036	28,118
剰余金の配当		△815			△815
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		－			－
買換資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純損失(△)		△1,199			△1,199
自己株式の取得	△2	△2			△2
自己株式の処分	8	16			16
自己株式の消却	2,772	－			－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－				－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		－	△511	△511	△511
事業年度中の変動額合計	2,778	△2,001	△511	△511	△2,513
2025年3月31日残高	△2,690	23,080	2,524	2,524	25,605

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

・その他の無形固定資産

定額法によっています。

③ 長期前払費用

定額法によっています。

④ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び商標権使用料となります。経営管理料については、子会社に対し経営管理・指導を行うことを履行義務として識別しています。当該履行義務は経過につれて充足されるものであり、契約期間にわたって収益を計上しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

商標権使用料については、当社の子会社に対し、当社の保有する商標権について非独占的な通常使用権を許諾することを履行義務として識別しています。当該履行義務は、商標を使用した当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、契約期間にわたって収益を計上しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,651百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	5,426百万円
長期金銭債権	2,849百万円
短期金銭債務	9,518百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	3,072百万円
営業取引以外の取引高	785百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,067,826株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式	914百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	220百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	113百万円
減損損失	90百万円
未払社会保険料否認	23百万円
投資有価証券評価損	8百万円
未払事業税	7百万円
減価償却超過額	3百万円
資産除去債務	1百万円
ゴルフ会員権評価損	1百万円
その他	26百万円
繰延税金資産小計	1,409百万円
評価性引当額	△1,160百万円
繰延税金資産合計	249百万円

(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△1,166百万円
買換資産圧縮積立金	△520百万円
資産除去債務計上に伴う固定資産計上額	△0百万円
繰延税金負債合計	△1,687百万円
繰延税金資産（又は負債）の純額	△1,437百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ミライフ株式会社	東京都品川区	300	エネルギー卸・小売周辺事業(BtoC事業)	(所有)直接 100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	2,714	預り金	3,191
							手数料収入	174	—	—
							経営管理料等(注5)	1,075	—	—
子会社	ミライフ東日本株式会社	仙台市青葉区	200	エネルギー卸・小売周辺事業(BtoC事業)	(所有)直接 100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	253	関係会社短期貸付金	15
							資金の貸付(注3)	400	関係会社長期貸付金(注4)	400
子会社	シナネン株式会社	東京都品川区	100	エネルギーソリューション事業(BtoB事業)	(所有)直接 100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	2,399	関係会社短期貸付金	—
							手数料収入	724	預り金	1,429
							資金の貸付(注3)	—	関係会社長期貸付金(注4)	3,000
							経営管理料等(注5)	135	—	—
							CMS取引(注2)	912	—	—
子会社	株式会社シナネンゼオミック	名古屋市港区	50	非エネルギー事業	(所有)直接 100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	938	預り金	900

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子会社	シナネンエコワーグ株式会社	東京都品川区	30	非エネルギー事業	(所有)直接100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	484	預り金	533
子会社	シナネンサイクル株式会社	東京都品川区	100	非エネルギー事業	(所有)直接100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	337	関係会社短期貸付金	445
							資金の回収(注3)	200	関係会社長期貸付金(注4)	1,500
子会社	シナネンモビリティPLUS株式会社	東京都品川区	30	非エネルギー事業	(所有)直接100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	155	関係会社短期貸付金	60
							資金の回収(注3)	100	関係会社長期貸付金(注4)	1,200
子会社	シナネンアクシア株式会社	東京都新宿区	10	非エネルギー事業	(所有)直接100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	33	関係会社短期貸付金	—
								2,063	預り金	2,264
							資金の回収(注3)	7	関係会社長期貸付金(注4)	587

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含んでいません。
 2. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）取引について、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しています。なお、取引金額は当期の平均残高を記載しています。
 3. 資金の貸付・受寄について、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しています。
 4. 関係会社長期貸付金については、1年内回収予定の長期貸付金を含めています。
 5. 経営管理料等は、業務の内容を勘案して決定しています。

9. 収益認識に関する注記

当社は、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

収益を理解するための基礎となる情報に関しては、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,353円73銭
1株当たり当期純損失	△110円28銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆善
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 謙
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 里織
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆善
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 謙
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 里織
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な国内子会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、内部監査部門から、シナネンホールディングス株式会社及び主要な子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務統制に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

シナネンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宗像 雄一郎 ㊞

監査等委員 篠連 ㊞

監査等委員 三谷 宏幸 ㊞

監査等委員 村尾 信尚 ㊞

監査等委員 村岡 元司 ㊞

監査等委員 竹中 由重 ㊞

(注) 監査等委員宗像雄一郎、篠連、三谷宏幸、村尾信尚、村岡元司及び竹中由重は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上